

はじめに

「過剰と蕩尽」の院政

白河院 絵像の仏像五四・七〇余体、生丈仏（高さ約四・八m）五体、丈六仏（高さ約二・四m）一二七体、等身仏三一五〇体、三尺以下二九三〇余体、堂七、塔二一（法勝寺には八角九重塔（高さ八〇m）、熊野参詣九回など

院政の遺産 後白河院の蓮華王院（三十三間堂、平清盛が造営）
その経済基盤は？

一 国司制度の変質と知行国制度の成立
律令制の国司制度

四等官制 守（長官）・介（次官）・掾（判官）・目（主典）

受領の登場

寛平八年（八九六）六月二十八日太政官符

調・庸の惣返抄（全額納入の受取状）が無い場合、解由（後任国司から前任国司への事務引き継ぎ完了証明書）を太政官として受理しない

守（長官）への責任と権限の一元化↓このような守（長官）が受領

受領たちは人事権を握る摂関家に奉仕

摂関家以外の貴族や寺社への貢納物は滞りがちに

↓受領ポストの確保の重要性が増し、受領ポストが利権化

受領ポスト以外の経済基盤として荘園が成立

知行国制度の成立

受領（守）は五位以下の相当官であり、公卿など高位の貴族は就任できない

↓子弟らや家司らを名目的に受領とし、国務の実権を握る知行国制が成立

院制期になると院が人事権を掌握

院の近臣らが知行国主や受領として受領ポストを獲得

二 院制期の出雲国の受領と知行国主

出雲国は「大国」に次ぐ「上国」であり、院の近臣が知行

↓表・系図

三 受領・知行国主と朝廷の経済

恒例の官物・封物

御封代筵（中世三四）

神社・仏寺・納官封家済物（中世四七）

諸司・所々切下文（中世四七）

主殿寮への年別油五石五升七合八勺（中世九〇）

官行事所・蔵人所召物（中世四七）

蔵人所 五幅几帳帷二帖・筵三十枚（中世一五二）

臨時の召物・所課

大嘗会の為の鉄や采女の進上（中世六三・六四）

五節舞姫の進上『兵範記』仁安二年十月十九日条

春日祭の諸国所課 被物二領・疊三十枚『中右記』嘉承元年十一月九日条

天皇の病氣平癒の為の仏像造立『中右記』長治二年三月三十日条・嘉承二年

七月八日条

公卿勅使への録物（中世一三六）

成功

「万石・万疋・油三十石」（中世三七）

「准絹五万疋」（中世六二）

御願寺などの造営

鳥羽殿の棧敷御所の造営（中世五二）

白河御堂（百体御仏堂）の造営（中世四四・四五）

杵築大社の造営（中世六五）

その他

水晶玉の献上（中世三六・三八）

更衣装束の献上『永昌記』保安五年四月一日条

五月五日の菖蒲献上『永昌記』保安五年五月一日条

仏事用途の負担（中世一一四）

四 知行国主による経営

国除目

知行国主の交代の際に行われ、国衙領や国内寺社などの知行者が決定される
国司庁宣によって所領・所職を給付

目代

知行国主・受領の代官として現地に赴任して実務にあたる

藤原家保の目代 源義親に殺害される

藤原光隆の目代 宗信朝臣・兼季朝臣・宗頼（中世一五五）

藤原朝方の目代 家人兵衛尉政綱（中世八六など）

五 出雲国衙の構造

様々な所

弁済所・税所・案主所・細工所・供神所など

その他、田所・検非違所なども存在か

様々な役職

押領使・国造職・在国司・惣大判官代・大判官代・庁事・国掌・書生・舞人など

在庁官人

勝部氏・出雲氏・大中臣氏・中原氏など

国衙の諸職や国衙領（公領）の郷司など職を保持

六 国衙領（公領）とその支配

年貢などを国衙に納める所領

目代が支配する郷・別名（郷司などを介さず国衙に直結した名）

在庁官人・郡司・郷司が支配する郷・別名

舞人多助時の国屋郷内の免田五町（中世九六・一三七など）

秋鹿郷中原頼辰・伊野郷中原時光・山代郷出雲季成・法吉郷勝部孝光

（中世九七）

加納の国衙領（荘園に含まれ年貢は国衙に、その他の雑役は荘園領主に納入）
年貢などを国衙を介さずに個別に納める所領

知行国主の近親者や近臣が給主として支配する郷・名

一宮領

封戸などの代わりとして、寺社などに年貢を納める別納の郷・保

掃部寮便補保赤江保（中世一五二）

※一宮領や別納地は荘園化する場合も

知行国制度を通じた国衙領（公領）からの富と、院領荘園からの富が院政を支えた

参考文献（一般向けの主なもののみ）

坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』（講談社学術文庫、二〇〇九、初出は二〇〇一）

〇〇一）

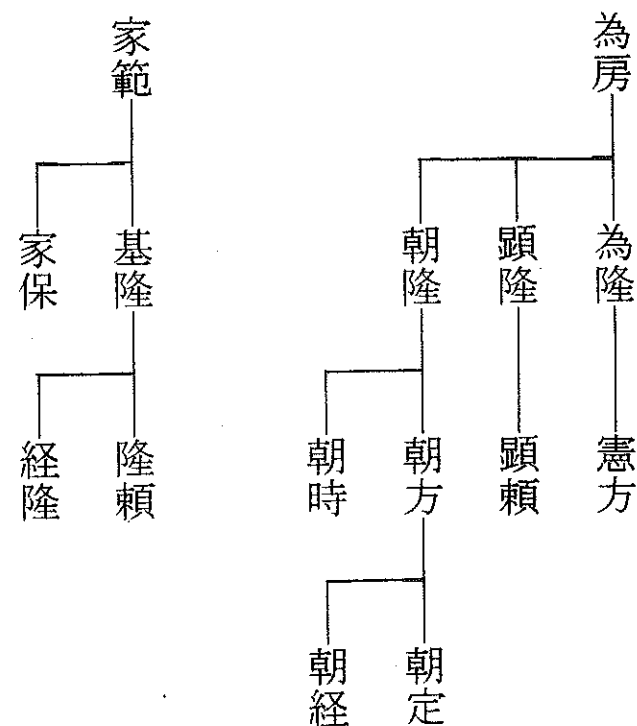
佐藤泰弘『荘園制と都鄙交通』（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第

三巻 中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四）

福島正樹『院政と武士の登場』（吉川弘文館、二〇〇九）

本郷恵子『京・鎌倉 ふたつ間の王権』（小学館、二〇〇八）

出雲守・知行国主関係系図



院政期の出雲守と知行国主

	出雲守	知行国主	備考
1104～1107	藤原家保		白河院近臣、源義親に目代を殺害される
1108～1114	藤原顕頼	藤原為房(祖父) or 顕隆(父)	就任時14歳、後に鳥羽院近臣、為房は白河院近臣、顕隆は鳥羽院近臣で「夜の関白」
1114～?	藤原隆頼	藤原基隆(父)	1107年に「幼少之人」、藤原家保の甥、基隆は白河院近臣
?～1121	?		
1121～1128	藤原憲方	藤原為隆(父)	就任時16歳、藤原為房の孫、顕頼の従兄弟
1128～1130	藤原経隆	藤原基隆(父)	藤原隆頼の弟、藤原家保の甥、基隆は白河院近臣
1130～1146	藤原光隆	藤原清隆(父)	就任時12歳、後に鳥羽院近臣、清隆は鳥羽院近臣
1146～1153	藤原経隆(再)		父基隆は既に死没
1154～1158?	源光保		美濃源氏、鳥羽院近臣(北面)
1158～1159	平基親		後白河院近臣
	?		
1165?～1168	藤原朝時		藤原為房の孫、後白河院近臣
1169～1172?	藤原朝定	藤原朝方(父)	就任時5歳、藤原朝時の甥、朝方は後白河院近臣
1173	?		
1174～1177?	藤原能盛		後白河院近臣(北面)
1178～1183	藤原朝定(再)	藤原朝方(父)	
1183～1189以降	藤原朝経	藤原朝方(父)	藤原朝定の弟、朝方は後白河院近臣